

令和6年度入善町人事行政の運営等の状況

入善町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年入善町条例第1号）第6条の規定に基づき、令和6年度における入善町人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。
なお、一部の項目については、令和7年4月1日現在の状況等を公表します。

令和7年9月30日

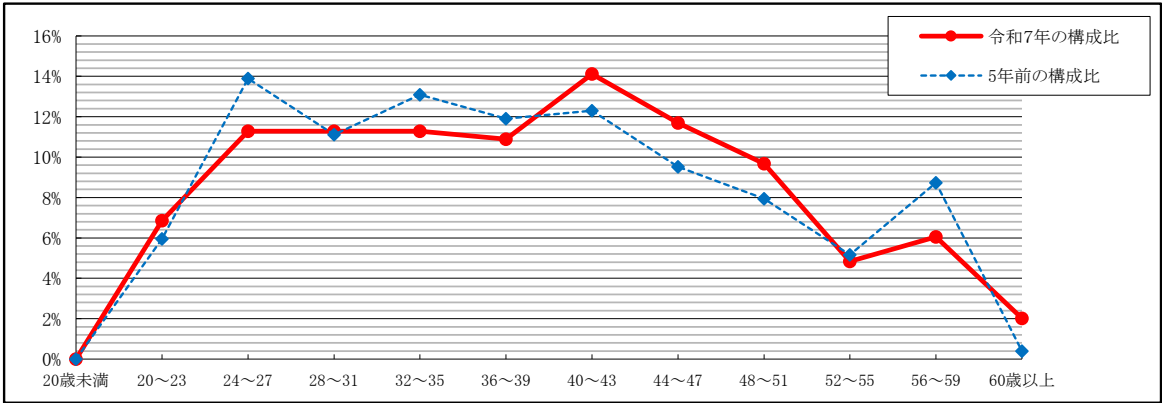
1. 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)
(単位：人)

部 門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3		
		総 務	41	38	△ 3	人事異動による減
		税 務	11	13	2	人事異動による増
		民 生	100	104	4	人事異動による増
		衛 生	14	13	△ 1	退職による減
		農林水産	11	11		
		商工・労働	5	5		
		土 木	17	17		
		計	202	204	2	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 91.65人
		教育部門	29	28	△ 1	退職による減
	小 計	231	232	1	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 104.23人	
公 会 計 部 門 等	下水道		5	5		
	その他		11	11		
	小 計		16	16	0	
合 計			247 (84) 〔265〕	248 (85) 〔265〕	1 (1)	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 111.42 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数（定員管理調査において報告した部門別職員数）です。
2 () 内は、フルタイム会計年度任用職員の数であり、外数です。
3 [] 内は、条例定数の合計です。ただし、「心身の故障のため休職中の職員で給与を受けない者」、「地方自治法第252条の17の規定による他の地方公共団体に派遣されている職員」等は定数に含みません。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 0	人 17	人 28	人 28	人 28	人 27	人 35	人 29	人 24	人 12	人 15	人 5	人 248

(3) 職員数の推移

(単位：人・％)

年度 部門別	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	208	209	208	206	202	204	△ 4 (△ 1.9 %)
教 育	27	29	30	29	29	28	1 (3.7 %)
普通会計 計	235	238	238	235	231	232	△ 3 (△ 1.3 %)
公営企業等会計	17	16	15	14	16	16	△ 1 (△ 5.9 %)
総合計	252	254	253	249	247	248	△ 4 (△ 1.6 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

(4) 採用の状況 (令和6年度)

7名採用 (競争試験：5名 再任用：2名)

(5) 昇任の状況 (令和6年度)

11名 (参事：2名、課長：2名、課長代理：2名、係長：5名)

※ () 内は昇任後の階層等毎に分類したもの

(6) 退職の状況 (令和6年度)

11名退職

2. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (R7.1.1現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の 人件費率
6年度	人 22,259	千円 13,881,648	千円 498,891	千円 2,187,256	% 15.8	% 15.2

(注) 1 普通会計とは、下水道事業・国民健康保険等を除く町事業全般を行うための会計をいいます。

2 人件費は、町長・議員等の特別職及び会計年度任用職員に支給される給料・報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

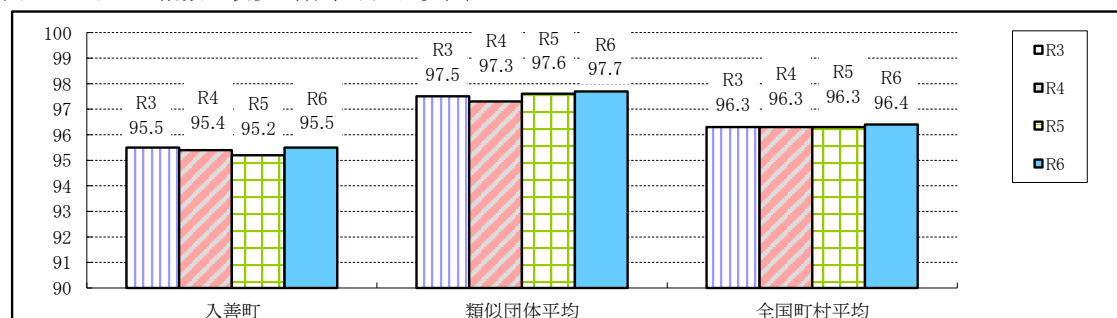
区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
6年度	人 231 (84)	千円 784,118 (179,231)	千円 126,616 (10,316)	千円 319,350 (65,407)	千円 1,230,084 (254,954)	千円 5,325 (3,035)

(注) 1 職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。(「地方公務員給与実態調査」の普通会計関係の職員数合計)

2 () 内は、フルタイム会計年度任用職員の数及び支給された額であり、外数です。

3 職員手当には、退職手当・児童手当は含まれません。

(3) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の改定状況について

【概要】国の給与制度においては、地域の民間給与水準の状況を反映した給料とするため、毎年俸給表及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組んでいます。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 令和6年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均4.2%引上げ。
(若年層に特に重点を置きつつ、おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて、すべての職員を対象に全給料表を引上げ改定)

② 地域手当の見直し

地域手当支給対象外

③ その他の見直し内容

期末勤勉手当について、国と同じく支給月数を0.1月分引上げ。4.50月分→4.60月分

3. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和7年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
入 善 町	39.8 歳	314,352 円	371,865 円	335,254 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員				平均給与月額 (国ベース)
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	
入 善 町	41.8 歳	28 人	249,668 円	265,388 円	254,079 円
うち学校給食員	41.1 歳	11 人	248,418 円	268,333 円	256,055 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		入善町		
一般行政職	大学卒	220,000 円		
	高校卒	188,000 円		
技能労務職	高校卒	185,700 円		
	中学卒	- 円		

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和7年4月1日現在）

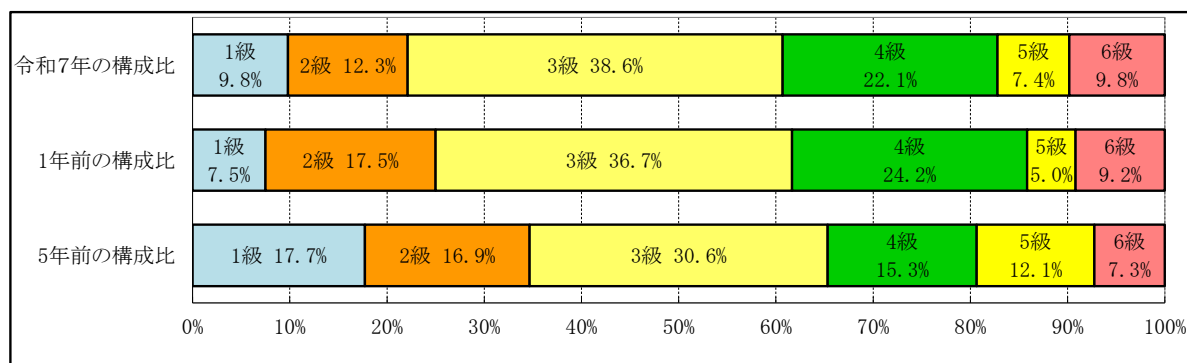
区 分		経験年数		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
一般行政職	大学卒			287,024 円	315,494 円	357,500 円
	高校卒			- 円	- 円	- 円
技能労務職	高校卒			236,300 円	235,950 円	273,300 円
	中学卒			- 円	- 円	- 円

4. 一般行政職の級別職員等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数および給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事 技師	12 人	9.8%	183,500 円	258,100 円
2級	主事 技師	15 人	12.3%	230,000 円	308,500 円
3級	係長 主査 主任	47 人	38.6%	265,300 円	354,700 円
4級	課長代理 係長 主査	27 人	22.1%	298,800 円	386,100 円
5級	課長 主幹	9 人	7.4%	321,300 円	398,200 円
6級	参事 課長	12 人	9.8%	355,200 円	415,700 円
計		122 人	100.0%		

（注）入善町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

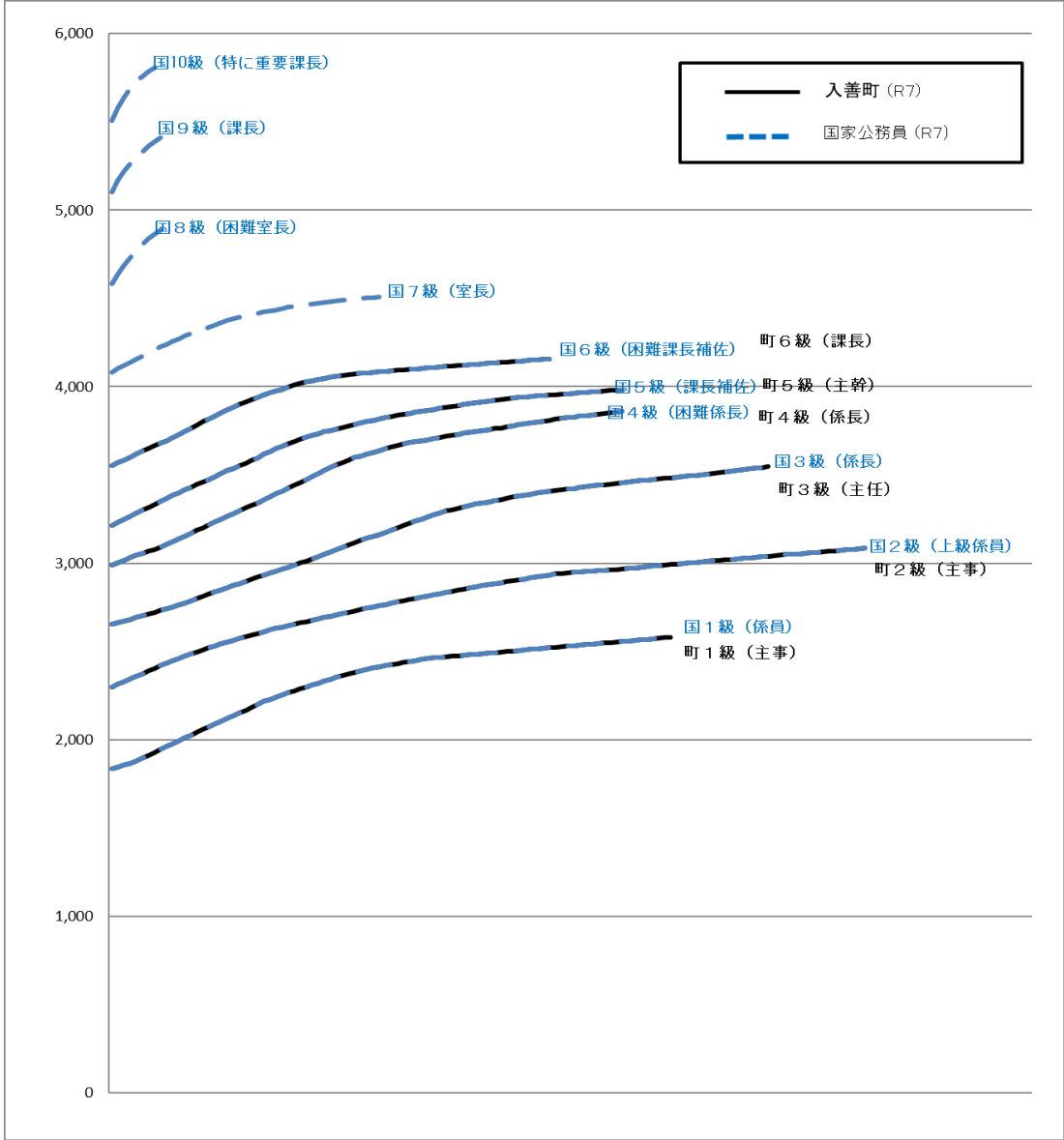


(2) 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和7年4月1日現在）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な業務を行う職務	35	15.9	主事 技師 保育士	15 1 19	156	70.9	係員級
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	38	17.3	主事 保育士 保健師	16 18 4			
3 級	1 本庁の係長の職務 2 本庁の主査の職務 3 保育所の所長の職務 4 保育所の所長代理の職務 5 主任の職務 6 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を□ 行う職務	86	39.1	主任 主任技師 主任保健師 主任管理栄養士 主任社会福祉士 主任保育士 所長代理 主任司書 係長	47 3 3 1 1 16 11 1 3			
4 級	1 本庁の課長代理(局長代理を含む。)の職務 2 本庁の主要な業務を分掌する係長の職務 3 保育所の主要な業務を分掌する所長の職務 4 本庁の困難な業務を行う主査の職務 5 保育所の困難な業務を行う所長代理の職務 6 保育所の特に困難な業務を行う主任の職務	36	16.4	係長	16	19	8.6	係長級
				課長代理	20			
5 級	1 本庁の課長(局長及び班長を含む。)の職務 2 専門員の職務 3 主幹の職務	11	4.9	主幹 課長	9 2	31	14.1	課長代理等級
6 級	1 参事の職務 2 本庁の主要な業務を分掌する課長(局長及び班長を含む)の職務	14	6.4	課長 参事	8 6	14	6.4	
	合計	220	100					

(注) 1 入善町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

(3) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(4) 昇給への勤務成績の反映状況

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

5. 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

入 善 町		
1人当たり平均支給額 (R6年度) 1,391 千円		
(R6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.40 月分) (1.00 月分)		
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 ・ 役職加算 5% ～ 15% ・ 管理職加算 なし		

- (注) 1 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。
2 フルタイム会計年度任用職員には、令和6年度以降、勤勉手当が支給されます。
ただし、本表の1人当たり平均支給額には含みません。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ (一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (令和6年4月1日現在)

入 善 町					
支給率	自己都合	勸奨・定年			
勤続20年	19.6695 月分	26.3655 月分			
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分			
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分			
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分			
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)					
1人当たり 平均支給額	6,389 千円 (411 千円	21,588 千円 自己都合・任期満了)			

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、自己都合退職については令和6年度に退職した職員に支給された平均額、
定年退職については令和4年度から令和6年度までの間に定年退職した者の平均額です。
2 () 内は、フルタイム会計年度任用職員に支給された額であり、外数です。

(3) 地域手当 制度無

(4) 特殊勤務手当 制度無 (※平成17年4月1日から特殊勤務手当廃止)

(5) 時間外勤務手当

	支給実績	職員 1 人当たり 平均支給年額
令和 6 年度決算	97,546 千円 (7,154 千円)	437 千円 (85 千円)
令和 5 年度決算	78,007 千円	344 千円

(注) 1 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (○年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数です。

(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)

2 () 内は、フルタイム会計年度任用職員に支給された額であり、外数です。

(6) その他の手当 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との 異同	国の制度と 異なる内容	令和 6 年度決算	
				支給実績	支給職員 1 人当たり 平均支給年額
扶養手当	(1) 配偶者 3,000 円、父母等 6,500 円、 子 11,500 円 (それぞれ 1 人につき) (2) 満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末 までの間にある子 1 人につき、 5,000 円を加算	同		14,254 千円	237,567 円
住居手当	(1) 借家等 ① 家賃 27,000 円以下の場合 家賃 - 16,000 円 ② 家賃 27,000 円を超える場合 (家賃 - 27,000 円) / 2 + 11,000 円 (最高限度額 28,000 円)	同		7,519 千円	242,577 円
通勤手当	(1) 交通機関等利用職員 1 月当たりの運賃等相当限度額 150,000 円	同		12,907 千円	61,755 円
	(2) 自動車等使用職員 距離段階区分に応じ、 3,000 円～31,600 円	異	○国の制度 距離段階区分に応じ、 2,000 円～31,600 円	(3,162 千円)	(47,201 円)
管理職 手当	管理又は監督の地位ある職員の職務の級 及び役職の区分に応じて定額を支給 6 級 66,400 円 ～ 5 級 38,800 円	異	○国の制度 職務の級が異なる	12,976 千円	617,886 円
宿日直 手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した 場合に支給 1 回の勤務につき 4,400 円	同		532 千円	4,400 円
管理職員 特別勤務 手当	(1) 管理職手当支給対象職員が、臨時 又は緊急の必要等により週休日等に 勤務した場合に支給 ・ 6 時間以下 4,000 円～6,000 円 ・ 6 時間超 6,000 円～9,000 円 (2) 管理職手当支給対象職員が災害への 対処等の臨時・緊急の必要により やむを得ず平日深夜に勤務した場合 2,000 円～3,000 円を支給	異	○国の制度 (1) ・ 6 時間以下の場合 6,000 円～12,000 円 ・ 6 時間を超える場合 9,000 円～18,000 円 (2) 3,000 円～6,000 円	459 千円	24,132 円

(注) () 内は、フルタイム会計年度任用職員に支給された額であり、外数です。

6. 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	822,000 円		
	副町長	673,000 円		
	教育長	616,000 円		
報 酬	議 長	362,000 円		
	副議長	314,000 円		
	議 員	294,000 円		
期 末 手 当	町 長	(令和6年度支給割合) 3.45 月分		
	副町長			
	議 長	(令和6年度支給割合) 3.45 月分		
	副議長			
	議 員	(令和6年度支給割合) 3.45 月分		
	議 員			
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副町長	給与月額×在職月数/12月×500/100	1,644万円	任期毎
	教育長	給与月額×在職月数/12月×280/100	754万円	任期毎
	教育長	給与月額×在職月数/12月×210/100	517万円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給与月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

7. 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

勤 務 時 間	8:30 ～ 17:15
休 憩 時 間	12:00 ～ 13:00

(注) 公務の運営上の事情により、特別な形態によって勤務する必要がある職員（保育所、各種施設）は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

(2) 休暇、休業制度の状況

職員の休暇、休業制度については、町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、規則や育児休業等に関する条例、規則等に基づいて定められており、主な休暇、休業制度の状況は次のとおりです。

区 分		休暇（休業）期間等	令和6年の取得状況
年 次 休 暇		20日（1年あたり）	平均 11.5 日
特 別 休 暇	夏季休暇	5日以内（〃）	平均 4.7 日
	ボランティア休暇	5日以内（〃）	取得者 ー 人
	子の看護休暇	子1人の場合5日、子2人以上の場合10日（〃）	取得者 39 人
病 気 休 暇		90日以内	取得者 43 人 (5日以上連続取得者 29人)
介 護 休 暇		6月以内	取得者 0 人
育 児 休 業		子が3歳に達する日までの期間	取得者 13 人 (R6の新たな取得者 7人)

8. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

令和6年度の分限処分の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
—	—	2 (2)	—	2 (2)

(注) 1 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職質を十分に果たすることができない場合に行われる職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

2 () 内は、フルタイム会計年度任用職員の数であり、外数です。

(2) 懲戒処分の状況

令和6年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
—	—	—	—	0

(注) 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

9. 職員のサービスの状況

令和6年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

免 除 の 事 由	令和6年度の 承認件数
研修を受ける場合	0 件
定期健康診断等、厚生に関する計画の実施に参加する場合	24 件
当該地方公共団体の特別職、消防団員等としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	0 件
任命権者が特に認める場合（職員永年勤続表彰出席、運転免許教習、職員団体交渉等）	6 件
合 計	30 件

(注) 町職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において職務に専念する義務がありますが（地方公務員法第35条）、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

10. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況（令和6年度）

■職員研修一覧

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| (1) 階層別研修（7講座）…受講者28人 | (3) 派遣等研修（4講座）…受講者3人 |
| 新任職員研修[前期] | 自治大DX推進リーダー育成研修 |
| 新任職員研修[後期] | 地域活性化センターキャリア開発塾 |
| 中堅職員研修[基礎課程]（6年目） | 選挙管理事務の基本実務 |
| 中堅職員研修[継続課程]（12年目） | 水道技術者管理者資格講習 |
| 新任係長研修 | (4) 特別研修（10講座）…受講者56人 |
| 現任係長研修 | 新任職員議会傍聴研修 |
| 新任課長研修 | 新任職員事前研修 |
| (2) 専門研修（12講座）…受講者16人 | 新任職員OA研修 |
| 住民の信頼向上・クレーム研修 | 新任職員基礎研修 |
| フォロワーシップ | 新任職員実地研修 |
| チームリーダー養成 | パワーハラスメント防止研修 |
| 業務改善・トラブル回避 | 通信教育講座 |
| パソコン研修 | 防火管理講習 |
| 事務ミス防止 | ゲートキーパー養成研修 |
| 政策立案のための法令入門 | 自治大eラーニング |
| ワンチーム女性職員政策課題研修 | |
| 選挙管理事務研修 | |
| 企業会計決算書作成研修 | |
| 訴訟実務研修 | |
| 地方交付税から学ぶ地方財政研修 | |

(2) 勤務成績の評定の状況

ア 評定方法

原則として、当該職員の直属の上司が評定者となり、その職員の知識・技能、理解力、創意工夫力、表現・応対力等の能力評定、服務規律、責任制、積極性、協調性、コスト意識の態度評定、仕事の質・量の業務評定について項目毎に評価を行った上で、A～Eの5段階評定で総合評価を行います。会計年度任用職員については、任期の始期～終期までを評価期間とし、年度単位で実施しています。原則、被評価者が所属する最小単位の長及び所属長による2段階で評価を行います。

イ 評定期間

評定は4月1日から9月30日まで、及び10月1日から翌年3月31日までの期間を対象に、年2回実施します。

11. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康管理事業（令和6年度）

主 な 項 目	対 象 者 等	実施状況
・ 定期健康診断	全職員	293 人
・ 人間ドック	40、45、48、50、53、55、58、60歳節目年齢の職員	35 人
・ 一般健康相談	希望職員	随時
・ ストレスチェック	全職員	346 人
・ 訪問カウンセリング	希望職員	－ 人

令和6年度決算額 2,306千円

(2) 福利事業

職員サークル活動助成 平成27年度より廃止

(3) 共済制度の状況

社会保険制度の一環として富山県市町村職員共済組合に加入。

当該共済組合により短期給付(医療保険)、長期給付(年金)、ほか福祉事業が行われています。

※平成27年10月に被用者年金制度が一元化され、共済年金は厚生年金に統一されました。